

のぞみ総合法律事務所報酬等基準規程（第24版）

これは、平成16年3月末をもって、弁護士報酬が自由化されたため、各弁護士に備え置きが義務化されたものです。なお、この報酬等基準規程は、予告無く改定される場合があります。(以下に記載の金額に、別途消費税が加算されます。)

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この規程は、のぞみ法律事務所所属の弁護士の弁護士報酬に関する基準を定めることを目的とします。

### 第2条 (弁護士報酬の種類)

- 1 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とします。
- 2 前項の用語の意義は、次のとおりとします。
  - (1) 法律相談料 依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価
  - (2) 書面による鑑定料 依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価
  - (3) 着手金 事件又は法律事務（以下「事件等」といいます。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価
  - (4) 報酬金 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価
  - (5) 手数料 原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価
  - (6) 顧問料 契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価
  - (7) 日当 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除きます。）の対価

### 第3条 (弁護士報酬の支払時期)

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けるものとします。

#### 第4条（事件等の個数等）

- 1 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。ただし、同一の弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けるとします。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

#### 第5条（弁護士の報酬請求権）

- 1 1つの事件について、複数の依頼者があるときは、依頼者に、それぞれ弁護士報酬をお支払いいただきます。
- 2 次の各号の1に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、第2章から第5章まで及び第8章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することがあります。
  - (1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
  - (2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- 3 1件の事件等を複数の弁護士が共同受任したとき（当事務所所属の複数の弁護士が共同受任した場合を含む）は、次の各号の1に該当するときに限り、受任した各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することがあります。
  - (1) 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
  - (2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

#### 第6条（弁護士報酬の減免等）

- 1 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することがあります。
- 2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することがあります。

#### 第7条（弁護士報酬の増額）

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合は、適正妥当な範囲内で追加着手金を請求することがあります。

## 第2章 法律相談料等

### 第8条 (法律相談料)

1 法律相談料は、次のとおりとします。

- (1) 初回市民法律相談料 30分ごとに5000円から2万円までの金額(税抜)
- (2) 一般法律相談料 30分ごとに5500円から2万7000円までの金額(税抜)

2 前項の初回市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談のことをいいます。

### 第9条 (書面による鑑定料)

1 書面による鑑定料は、次のとおりとします。

書面による鑑定料 10万円から30万円の範囲の額(税抜)

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を請求することがあります。

## 第3章 着手金及び報酬金

### 第1節 民事事件

#### 第10条 (民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

#### 第11条 (経済的利益—算定可能な場合)

前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定します。

- (1) 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含みます。)
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額
- (6) 建物以外の占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権

利の時価相当額

- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

#### 第12条（経済的利益算定の特則）

前条で算定された経済的利益の額が次の各号のいずれかに該当するときは、経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで増額することがあります。

- (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

#### 第13条（経済的利益—算定不能な場合）

- 1 第11条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円（税抜）とします。
- 2 前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

第14条（民事事件の着手金及び報酬金）

- 1 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次表のとおり算定します。ただし、本件受任事務が特に重大若しくは複雑であったとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたったとき、得られた結果が著しく良いものであったとき等は、適正妥当な範囲内で報酬額を増額することとする。

経済的利益の額	着手金（税抜）	報酬金（税抜）
300万円以下の場合	10%	16%
300万円を越え3000万円以下の場合	5%+15万円	10%+18万円
3000万円を越え3億円以下の場合	3%+75万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+375万円	4%+738万円

- 2 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。
- 3 前2項の着手金は、20万円（税抜）を最低額とします。

第15条（調停事件及び示談交渉事件）

- 1 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉のことです。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第18条第1項及び第2項の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2の金額まで減額することがあります。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、前条第1項及び第2項又は第18条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1まで減額することがあります。
- 3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第18条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1まで減額することがあります。
- 4 前3項の着手金は、10万円（税抜）を最低額とします。

第16条（契約締結交渉）

- 1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金（税抜）	報酬金（税抜）
---------	---------	---------

1000万円以下の部分	10万円	4%
1000万円を超え3000万円以下の部分	1%	2%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30.5%の範囲内で増減額することがあります。

3 前2項の着手金は、10万円（税抜）を最低額とします。

4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求しません。

#### 第17条（督促手続事件）

1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金（税抜）
300万円以下の部分	6万円
300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。

3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第14条又は第18条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とします。

4 督促手続事件の報酬金は、第14条又は第18条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求しません。

5 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、第1項ないし前項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第14条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ請求することがあります。

#### 第18条（手形、小切手訴訟事件）

1 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金（税抜）	報酬金（税抜）
300万円以下の部分	4%	8%

	(ただし最低額は10万円)	
300万円を超え3000万円以下の部分	2.5%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。
- 3 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第14条の規定により算定された額と前3項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第14条の規定を準用します。

#### 第19条 (境界に関する事件)

- 1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、それぞれ30万円から60万円の範囲内の額(税抜)とします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。
- 2 前項の着手金及び報酬金は、第14条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。
- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することがあります。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときは、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1の金額まで減額することがあります。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときは、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1の金額まで減額することがあります。
- 6 前5項の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

#### 第20条 (借地非訟事件)

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。

借地権の額	着手金(税抜)
5000万円以下の場合	20万円から50万円の範囲内の額



5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額
--------------	------------------------------

## 2 報酬金

借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。ただし、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

(1) 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額

(2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第14条の規定により算定された額

3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することがあります。

4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1の金額まで減額することがあります。

5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1の金額まで減額することがあります。

## 第21条（保全命令申立事件等）

1 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。

2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を請求することがあります。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を請求することがあります。

3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第14条の規定に準じて報酬金を請求することがあります。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を請求するものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。

5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に請求することがあります。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円（税抜）を最低額とします。

#### 第22条（民事執行事件等）

1 民事執行事件の着手金は、第14条第1項の規定により算定された額の2分の1とします。

2 民事執行事件の報酬金は、第14条第1項の規定により算定された額の4分の1とします。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に請求することがあります。ただし、着手金は第14条第1項の規定により算定された額の3分の1とします。

4 執行停止事件の着手金は、第14条第1項の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同項の規定により算定された額の3分の1とします。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条第1項の規定により算定された額の4分の1の報酬金を請求することがあります。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円（税抜）を最低額とします。

#### 第23条（倒産整理事件）

##### 1（着手金）

破産、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、下記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、下記着手金に含まれるものとします。

- (1) 事業者の自己破産事件50万円（税抜）以上
- (2) 非事業者の自己破産事件30万円（税抜）以上
- (3) 自己破産以外の破産事件50万円（税抜）以上
- (4) 特別清算事件100万円（税抜）以上
- (5) 会社更生事件200万円（税抜）以上

##### 2（報酬金）

前項の各事件の報酬金は、第14条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。ただし、前項第1号及び第2号の事件は、原則として、報酬請求はしないこととし、事務処理が当初の予測より困難であった場合のみ、報酬金を請求することとする。

（参考）

	破産	特別清算	民事再生	会社更生

申立代理人弁護士の特 徴	申立限り。	申立後、清算人 として精算業務 に従事。認可 後、裁判所によ る報酬決定（や や低め）あるの み。	申立後、再生手続 に関与。 <b>認可後、 会社から成功報 酬、手続後には顧 問契約締結（月額 顧問料受領の余 地）。</b>	申立限り。 財産保全に大規模 動員の必要性大。	
負債 総額	1,000 万～ 5,000 万円	50 - 100 万円	100 - 200 万円	100 - 150 万円	—
	5,000 万～ 1 億円	100 - 200 万円	200 - 300 万円	150 - 300 万円	—
	1 億～ 5 億円	200 - 300 万円	300 - 500 万円	300 - 500 万円	—
	5 億～ 10 億円	300 - 500 万円	500 - 700 万円	500 - 700 万円	700 万円 - 1,000 万円
	10 億～ 50 億円	500 - 700 万円	700 - 1,000 万円	700 - 1,000 万円	1,000 万円 - 1,500 万円
	50 億円超	700 万円 -	1,000 万円 -	1,000 万円 -	1,500 万円 -

3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の報酬金については前項の規定を準用します。

#### 第24条（民事再生事件）

##### 1 着手金

民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、下記着手金に含まれるものとします。

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| (1) 事業者の民事再生事件            | 100万円（税抜）以上                                      |
| (2) 非事業者の民事再生事件           | 40万円（税抜）以上                                       |
| (3) 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件 | 40万円（税抜）以上（ただし、依頼者が住宅ローン特別事項を希望される場合は50万円（税抜）以上） |

## 2 月額報酬

**依頼者が再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を請求することがあります。**

## 3 報酬

民事再生事件の報酬金は、第14条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮します。ただし、報酬金は依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限りこれを請求することとします。

- 4 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金は、第1項第2号及び第3号の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の報酬金は前項の規定を準用します。

## 5 支払い代行手数料

再生債権者へ支払いを代行する場合は、債権者1社（1人）当たり1000円（送金手数料、振込手数料の実費含む。消費税別）を上限とし請求します。

## 第25条（任意整理事件）

- 1 利息制限法を超える金額での貸付の整理を中心とする任意整理について

### (1) 着手金

1社当たり2万円（税抜）とし、最低5万円（税抜）とします。ただし、商工ローン業者は1社5万円（税抜）、最低10万円（税抜）とします。

### (2) 報酬金

ア 着手金と同額に後記金額を加算

減額報酬金（貸金業者主張元金と和解金額との差額の1割相当額に消費税を加えた金額）

イ 過払金報酬金（貸金業者から過払金の返還を受けたときは、過払金の2割相当額に消費税を加えた金額。ただし、訴訟を経た時は2割5分相当額に消費税を加えた金額とする。）

- (3) 分割弁済金代理送金手数料は送金手数料を含めて1社1回1000円を上限とします。

- 2 前項以外の任意整理事件

(1) 着手金

資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

ア 事業者の任意整理事件 50万円（税抜）以上

イ 非事業者の任意整理事件 1件あたり2万円～5万円（税抜）

(2) 報酬金

前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定します。

ア 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500万円以下の部分	15%（+税）
500万円を超え1000万円以下の部分	10%（+税）
1000万円を超え5000万円以下の部分	8%（+税）
5000万円を超え1億円以下の部分	6%（+税）
1億円を超える部分	5%（+税）

イ 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき

5000万円以下の部分	3%（+税）
5000万円を超え1億円以下の部分	2%（+税）
1億円を超える部分	1%（+税）

**(3) 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2、3項の規定を準用します。**

(4) 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を請求することがあります。

第26条（行政上の不服申立事件）

- 1 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。
- 2 前項の着手金は、10万円（税抜）を最低額とします。

第2節 家事事件

第27条（離婚事件）

- 1 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金（税抜）
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額
離婚訴訟事件	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1まで減額することがあります。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1まで減額することがあります。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条又は第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することがあります。
- 5 親権について争いがある事案については、第28条1項の着手金及び報酬金の額以下の額を加算して請求することがあります。
- 6 前各項の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

#### 第28条（親権者変更、面接交渉及び養育費請求申立事件）

- 1 親権者変更申立事件の着手金は、20万円から30万円の範囲内の金額（税抜）、報酬金は、50万円までの金額（税抜）を原則とし、特に複雑、困難な事情がある場合は、依頼者と協議の上、決定した金額によります。
- 2 面接交渉事件の着手金は、10万円から30万円の範囲内の金額（税抜）、報酬金は、30万円までの金額（税抜）を原則とし、特に複雑、困難な事情がある場合は、依頼者と協議の上、決定した金額によります。
- 3 養育費請求事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、第14条又は第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額によります。

#### 第29条（成年後見）

成年後見、保佐及び補助の申立費用は20万円（税抜）を原則とし、特に複雑、困難な事情がある場合は、依頼者と協議の上、決定した金額によります。

### 第30条（相続人調査）

相続人調査の費用は基本手数料を2万5000円（税抜）とし、従量手数料として被相続人の出生から死亡までの戸籍及び各相続人の戸籍の取り寄せ手数料は1通当たり1000円（税抜）とします。なお、郵送料、戸籍等の交付手数料、小為替発行手数料が別途必要となります。

### 第31条（その他の家事審判、家事調停事件）

- 1 本節で定められた以外の簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。）の手数は、10万円から20万円の範囲内の額（税抜）とします。
- 2 本節で定められた以外の簡易ではない家事審判事件及び家事調停調停一般の着手金は20万円（税抜）からとし、第14条又は第15条の規定及び事件の複雑さ等に応じて、依頼者と協議の上、決定することとする。また、これらの事件の報酬金についても第14条又は第15条の規定及び事件の複雑さ等に応じて、依頼者と協議の上、決定することとする。

## 第3節 刑事事件

### 第32条（刑事事件の着手金）

- 1 刑事事件の着手金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容	着手金（税抜）
起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいう以下同じ。）の事案簡明な事件	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額
起訴前及び起訴後の前段以外の事件	20万円から
再審請求事件	20万円から

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除きます。）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいいます。

### 第33条（刑事事件の報酬金）

- 1 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容		結果	報酬金（税抜）
事案簡明な事件	起訴前	不起訴・求略式命令	20万円から50万円
	起訴後	刑の執行猶予	20万円から50万円
		求刑された刑が軽減された場合	50万円以下
		合	

前段以外の 刑事事件	起訴前	不起訴・求略式命令	20万円から100万円
	起訴後（再審 事件を含む）	無罪	50万円以上
		刑の執行猶予	20万円から100万円
		求刑された刑が軽減された場 合	20万円から100万円
		検察官上訴が棄却された場合	20万円から100万円
再審請求事件			20万円から100万円

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

### 第34条（刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等）

- 1 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第32条に定める着手金を請求することがあります。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1の金額まで減額することがあります。
- 2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。
- 3 弁護士が追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。

### 第35条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護士が弁護人として費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第33条の規定を準用します。

### 第36条（保釈等）

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を請求することがあります。

### 第37条（告訴、告発等）

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は1件につき10万円（税抜）以上とし、報酬金は、頼者との協議により請求することがあります。

## 第4節 少年事件



### 第38条（少年事件の着手金及び報酬金）

- 1 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとします。

少年事件の内容	着手金（税抜）
家庭裁判所送致前及び送致後	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額
抗告、再抗告及び保護処分の取消	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額

- 2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金（税抜）
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	20万円から100万円の範囲内の額
その他	20万円から50万円の範囲内の額

- 3 着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

### 第39条（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合）

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することがあります。
- 3 弁護士が追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によります。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することがあります。

## 第4章 手数料

### 第40条（手数料）

本節の手数料については、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第11条から第13条までの規定

を準用します。

#### 第41条（裁判上の手数料）

項目	分類	手数料（税抜）
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に請求することがあります。）	基本	20万円に第14条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは契約書その他の文書を作成してもその手数料を別に請求しません。）	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1.0% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.5% 3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第15条又は第27条ないし第20条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	5万円から10万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者協議により定める額

#### 第42条（調査）

法律関係調査（事業関係調査を含みます。）の基本手数料は、5万円から20万円の範囲内の額（税抜）とします。特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士と依頼者との協議により定める額とします。

#### 第43条（契約書類の作成）

契約書類及びこれに準ずる書類の作成の手数は以下の表のとおりとします。

定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万円から10万円の範囲内の額（税抜）
	経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万円から30万円の範囲内の額（税抜）
	経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円（税抜）以上

非定型	基本	300万円以下の部分 10万円（税抜） 300万円を超え3000万円以下の部分 1%（+税） 3000万円を超え3億円以下の部分 0.3%（+税） 3億円を超える部分 0.1%（+税）
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合		上の手数料に3万円（税抜）を加算する。

#### 第44条（内容証明郵便の作成）

内容証明郵便の作成料は以下のとおりとする。

弁護士名の表示なし	基本	1万円から3万円の範囲内の額（税抜）
弁護士名の表示あり	基本	3万円から5万円の範囲内の額（税抜）
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

#### 第45条（遺言書作成）

遺言書作成の手数料は、以下の表のとおりとする。

定型		10万円から20万円の範囲内の額（税抜）
非定型	基本	300万円以下の場合 20万円（税抜） 300万円を超え、3000万円以下の場合 1%+17万円（税抜） 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+38万円（税抜） 3億円を超える場合 0.1%+98万円（税抜）
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

ある場合	
公正証書にする場合	上の手数料に3万円（税抜）を加算する。

#### 第46条（遺言執行）

- 1 遺言執行の基本手数料は、以下の表のとおりとします。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合には弁護士と依頼者との協議により定める額とします。
- 2 遺言執行報酬の最低手数料は前項の規定にかかわらず50万円（税抜）とします。
- 3 遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することがあります。

経済的利益の額	手数料
300万円以下の場合	30万円（税抜）
300万円を超え、3000万円以下の場合	2%+24万円（税抜）
3000万円を超え3億円以下の場合	1%+54万円（税抜）
3億円を超える場合	0.5%+204万円（税抜）

#### 第47条（会社設立等）

会社の設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算の手数は資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下の表により算出された額とします。ただし、合併又は分割については200万円（税抜）を、通常清算については100万円（税抜）を、その他の手続については10万円（税抜）を、それぞれ最低額とします。

1000万円以下の部分	4%（+税）
1000万円を超え2000万円以下の部分	3%（+税）
2000万円を超え1億円以下の部分	2%（+税）
1億円を超え2億円以下の部分	1%（+税）
2億円を超え20億円以下の部分	0.5%（+税）
20億円を超える部分	0.3%（+税）

#### 第48条（会社設立等以外の登記等）

- 1 会社設立等以外の登記等の申請手続の手数は、1件5万円（税抜）とします。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

2 会社設立等以外の登記等の交付手続は登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は1通につき1000円（税抜）とします。

#### 第49条（株主総会等指導）

株主総会等の指導の手数料は原則として30万円（税抜）以上、総会等準備も指導する場合が50万円（税抜）以上とします。

#### 第50条（現物出資等証明）

現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）の手数料は30万円（税抜）とします。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

#### 第51条（保険金請求）

- 1 自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求の手数料は、給付金額が350万円以下の場合7万円に消費税をプラスした金額とし、給付金額が350万円を超える場合の手数料は、給付金額の2%に消費税を加算した金額とします。ただし、後遺障害診断書等の書き方の助言を伴うときは最低額を10万円（消費税別）とする。
- 2 交通事故の任意保険への簡易な請求手続を代理又は支援した場合は、3万円に消費税をプラスした金額と給付額の3%に消費税を加算した金額のいずれか高い方を手数料とします。
- 3 労災事故損害賠償請求事件に付随して、労働者災害補償保険への簡易な請求手続を代理又は支援して保険金を得た場合は、5万円に消費税をプラスした金額と給付額の4%のいずれか高い方を手数料とします。ただし、給付金が年金で支援される場合には7年分の年金額を経済的利益として報酬を計算します。
- 4 書面手続だけでなく、保険会社等との交渉により保険金を得た場合は、通常の基準によって報酬金を算定します。この場合、保険会社が計算書等の書面により、受任（相談を含む。）前に認めていた金額と現実の給付額の差額を経済的利益として計算する。

#### 第52条（自動車保険料率算定会の後遺障害等級認定請求及び認定結果に対する異議申し立て）

自動車保険料率算定会の後遺障害等級認定請求及び認定結果に対する異議申し立ての着手金及び報酬金は、次の表の申し立て前の等級の金額と申し立て後の等級の金額の差を経済的利益と考えて、それぞれ第14条を準用します。

第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	
2800万円	2370万円	1990万円	1670万円	1400万円	1180万円	1000万円	
第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	非該当
830万円	690万円	550万円	420万円	290万円	180万円	110万円	0円

### 第53条（任意後見及び財産管理・身上監護）

任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬は、次のとおりとします。

- (1) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、第40条第2号の法律関係調査に関する規定を準用します。
- (2) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとし、その額は次表のとおりとします。ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規程の定めにより算定された弁護士報酬を請求することがあります。

事務処理の内容	弁護士報酬（税抜）
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額5000円から 5万円の範囲内の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万円から 10万円の範囲内の額

- (3) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料は、1回あたり5000円から5万円の範囲内の額（税抜）とします。

### 第54条（謄写費用、書類取り寄せ費用、録音反訳）

- 1 当事務所が訴訟記録の謄写費用は、弁護士会経由で取り寄せた場合にはその実費を、当事務所の職員が謄写した場合は実費に加え、1枚当たり40円（税抜）の手数料をそれぞれご負担いただきます。
- 2 当事務所が戸籍、全部事項証明書等の必要書類を取り寄せたときは、実費に加え、1通当たり上限を900円（税抜）とした費用をご負担いただきます。
- 3 当事務所が録音データの反訳をしたときは、業者が反訳した場合にはその実費を、当事務所の職員が反訳した場合は業者の一般的料金と同等額をご負担いただきます。

### 第55条（弁護士法第23条の2による照会手数料）

- 1 弁護士法第23条の2による照会（以下「23条照会」という。）に対する手数料は、1件あたり2万円（消費税別）とします。また、弁護士会に支払う照会手数料として、前記の手数料とは別

に1件あたり3000円（消費税別）をご負担いただきます。

- 2 23条照会により閲覧謄写の許可を得て、記録等の謄写をする場合は、第54条の謄写費用に関する規定を準用します。

## 第5章 時間制

### 第56条（時間制）

- 1 依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第8章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます。）を乗じた額を、弁護士報酬として定めることがあります。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに2万円（税抜）以上とします。
- 3 具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び担当弁護士の熟練度等を考慮します。
- 4 時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることがあります。

## 第6章 顧問料

### 第57条（顧問料）

- 1 顧問料は、次のとおりとします。
  - (1) 事業者 月額1万円（税抜）以上
  - (2) 非事業者 月額5000円（税抜）以上
- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とします。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等については、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定します。

## 第7章 事業再生のコンサルティング料

### 第58条（コンサルティング料）

事業再生のコンサルティング料は、売上規模（年商）に応じて次表のとおりとします。

5000万円以下の場合	5万円（税抜）
-------------	---------

5 0 0 0 万円を超え 1 億円以下の場合	8 万円 (税抜)
1 億円を超え 3 億円以下の場合	1 0 万円 (税抜)
3 億円を超え 5 億円以下の場合	1 5 万円 (税抜)
5 億円を超え 1 0 億円以下の場合	2 0 万円 (税抜)
1 0 億円を超え 3 0 億円以下の場合	3 0 万円 (税抜)

## 第 8 章 日当

### 第 5 9 条 (日当)

- 1 日当は、次のとおりとします。
  - (1) 半日 (往復 2 時間を超え 4 時間まで) 2 万円以上 5 万円以下 (税抜)
  - (2) 1 日 (往復 4 時間を超える場合) 5 万円以上 1 0 万円以下 (税抜)
- 2 前項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することがあります。
- 3 概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることがあります。

## 第 9 章 実費等

### 第 6 0 条 (実費等の負担)

- 1 依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることがあります。
- 2 概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることがあります。

### 第 6 1 条 (交通機関の利用)

出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することがあります。

## 第 1 0 章 委任契約の清算

### 第 6 2 条 (委任契約の中途終了)

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求することがあります。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみには重大な責任があるときは、受領済みの弁護士報酬の全部を返還いたします。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了し



ているときは、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことがあります。

- 3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士報酬の全部を請求することがあります。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求しません。

#### 第63条（事件等処理の中止等）

依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することがあります。

#### 第64条（弁護士報酬の相殺等）

依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことがあります。

以上

#### 改定経緯

（平成16年 4月 1日 制 定）	初 版
（平成16年 5月20日 改 定）	第2版
（平成17年 1月 1日 改 定）	第3版
（平成17年 9月 5日 改 定）	
（平成18年 8月 9日 表記訂正）	
（平成19年 3月18日 改 定）	
（平成19年 8月30日 改 定）	
（平成19年 9月10日 改 定）	
（平成20年 2月 8日 第22条、規定名改定）	
（平成20年 4月17日 改 定）	
（平成23年 4月14日 改 定）	
（平成23年 8月24日 改 定）	第14版
（平成24年 2月14日 改 定）	第15版
（平成24年11月12日 改 定）	第16版
（平成25年 9月30日 改 訂）	第17版
（平成26年 2月13日 改 訂）	第18版

(平成26年 4月 1日 改 訂) 第19版  
(平成26年 4月 8日 改 訂) 第20版  
(平成26年 9月 1日 改 訂) 第21版  
(平成26年 9月 4日 改 訂) 第22版  
(平成26年10月12日 改 訂) 第23版  
(平成26年12月 2日 改 訂) 第24版